令和６年３月

近畿経済産業局

アルコール室

**製造事業者の遵守事項（自己点検表）**

※ アルコール事業法（以下、「法」という。）違反があった場合、知らなかった、理解していなかったとしても、行政処分や罰則が適用される場合があります。

※ 日頃から以下の項目で遵守状況を点検し、アルコールの適正な管理に努めてください。

※ 手続き等で不明な点があれば、近畿経済産業局アルコール室（以下、「アルコール室」という。）にお問い合わせください。

※ 違反を確認した場合は、直ちにアルコール室に連絡ください。

* 許可の条件
	+ アルコールを無断で廃棄していないか。（アルコールを廃棄処分する場合は事前に届出書の提出が必要であり、かつ、廃棄の際はアルコール検査官の立会いが必要）
	+ 特定アルコールは別に蔵置しているか。
	+ アルコールを輸出したときは、輸出に関する書類を輸出した日から５年間保存しているか。
* 法定帳簿（アルコール受払簿）
	+ アルコールを「物流」で管理し、誤り・漏れなく記載しているか。（詳しくはアルコール製造事業の手引き（Ⅳ.帳簿の記載 13頁～）を確認）
	+ 製造場又は貯蔵所ごとに帳簿を備えているか。
	+ アルコールの度数及び種別（発酵・合成の別）ごとに作成しているか。
	+ ①アルコールの製造に関する事項、②製品アルコール（特定アルコールとして譲渡した製品アルコールを含む。）の移出入に関する事項、③アルコールの製造の用に供する原料（原料用アルコールを含む。）の移出入等に関する事項を事実に基づき正しく記載しているか。
	+ 記載の日から５年間保存しているか。（法定帳簿の裏付け書類も同様に保存）
* アルコール製造業務報告書
	+ アルコールを「取引」の数量で管理し、事実に基づき誤り・漏れなく記載しているか。
	+ 前年度分を毎年５月末までに提出しているか。（製造、譲渡実績がない場合も提出が必要）
	+ 報告内容に誤りがないか、社内でダブルチェックをしているか。
	+ 計量誤差による増減、作業時の欠減がある場合は、対応コードを確認しているか。
* 変更許可申請、変更届出
	+ 製造能力等を変更する場合は、事前に変更許可申請しているか。
	+ 主たる事務所、製造場及び貯蔵所の所在地を変更する場合は、事前に変更届出を行っているか。
	+ 代表者氏名、住所の変更がある場合は、事後の変更届出を行っているか。
	+ その他の必要な手続きについても、アルコール製造事業の手引きを熟読し、手続き漏れや誤りがないか確認しているか。
* アルコールの亡失・盗難
	+ 事故・災害等の要因でアルコールを滅失、あるいは盗難にあった場合は、直ちにアルコール室に報告（電話連絡等）し、亡失（盗難）報告書を提出た上で、検査を受けているか。
* アルコールの度数替え
	+ 度数替えにより、度数が９０度未満になっていないか。
	+ 度数替えした際は、酒精計を用いて度数を計測するとともに、その作業記録を保存し、法定帳簿に記載しているか。
* アルコールの譲渡
	+ 譲渡先は、法に基づく「製造事業者、販売事業者、許可使用者、承認試験研究製造者」であるか、事前に確認しているか。（特定アルコールは許可事業者以外でも譲渡可）

・無許可事業者に譲渡した場合は、法第36条に基づき、譲渡量に対して所定の納付金を国　　　庫に納付する命令を行う。（例：95度発酵アルコール1,000リットルを無許可事業者に譲渡 ⇒ 95万円の納付命令）

・別に販売事業者の許可を得ていない場合は、譲渡するアルコールは、製造事業者自ら製造したアルコールに限る。

* + 許可使用者に販売する際は、当該許可使用者が許可を受けている「度数」「発酵・合成の別」を確認しているか。
	+ 販売伝票、納品伝票等には、「一般または特定の別」「合成または発酵の別」「度数」「数量（ﾘｯﾄﾙ）」を明記しているか。
	+ 譲渡する際は、譲渡先と取引容量（ﾘｯﾄﾙ）を取り決め、納品書等に記載しているか。

（重量（kg）取引でも構わないが、アルコール事業法では容量（ﾘｯﾄﾙ）管理が必須のため、併記が必要。双方の取引容量が異なっていると業務報告書の数量が一致しない。）

* + アルコールを専用容器で譲渡する場合、容器に必要事項を記載したラベルを貼付しているか。 ＜必要事項＞

①アルコール事業法適用 ②特定または一般の別 ③アルコール度数及び数量 ④発酵または合成の別 ⑤合成アルコールについては、飲用不可等の表示 ⑥事業者名、住所、電話番号

* 特定アルコール
	+ 特定アルコールとして譲渡した場合は、譲渡した翌月末までに国庫納付金申告書を提出しているか。（法律で定める義務）。
	+ 納入告知書に記載する所定期日までに加算額（酒税相当額）を納付しているか。
* アルコール管理
	+ アルコールは複数の担当者で管理しているか。（担当者が一名の場合、病気、退職等により引継ぎが十分でなく、各種手続き漏れの他、法令違反に繋がるケースが見受けられるため）
	+ 自社が製造したアルコールであっても、自社製品の製造に使用していないか。（自社で製品の製造に使用する場合は、別途、事前に使用の許可を得ることが必要）